

第464回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年8月26日
- 2 開催場所 川越市北部地域ふれあいセンター多目的ホール
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 9時55分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 査	河 野 敏 浩
副事務局長	柿 沼 映 生	主 事 補	堀 口 優 衣
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	野 村 純		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年8月26日第464回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 川 目 是 英

委 員 時 田 重 雄

委 員 近 藤 芳 宏

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書7月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計2件、6筆、883.53㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計13件、19筆、6,323.29㎡である。農地改良届については、合計4件、5筆、2,926㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、1筆、19㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計11件、95筆、90,998㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計1件、3筆、4,560㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計6件、62筆、51,959㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計14件、104筆、56,069.20㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 5 件、筆数 10 筆、総面積 7,731 m² について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 5 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。8 月 20 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申出事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在 44 歳で、農業従事日数は 300 日、約 314 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、農業用自動車等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は里芋を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、譲受人の経営状況は良好なことから、地元の推進委員として問題ないと考える。」との発言があった。

委員から「整理番号4番、5番について報告する。8月23日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、サツマイモ、大豆、トマト等を作付けしている農地所有適格法人である。現在、従業員5名、パート13名で対応しているが、今後は従業員を増やす予定である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、乾燥機、糶摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は米、大豆を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては計画どおり耕作していくことが可能と考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番、5番について、譲受人の経営状況は良好なことから、地元の推進委員として問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数2件、筆数5筆、面積3,036㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番、2番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。8月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請事由は経営拡張のための所有権移転である。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は150日、約36アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機、農業用自動車等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約56アールとなり、農地法第3条の下限面積50アールを満たすことになる。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、譲受人の経営状況は良好なことから、地元の推進委員として問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番、2 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 2 件、筆数 2 1 筆、面積 4, 6 1 7. 9 1 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 1 2 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について報告する。8 月 2 3 日に代理人に話を聞いてきた。目的は資材置場に使用のための申請である。譲受人は昭和 3 7 年 5 月に設立され、土木工事及び建築工事を主な業務としている。譲受人は公共工事の

請負をしており、その場合は、現場付近の土地を一時的に借り受け、資材置場として使用しているが、それ以外の工事に
対応する資材は本社の敷地内に保管している。公共工事以外
の工事が続いた場合には、本社の敷地内が手狭になって
しまうことから、資材置場として使用する計画である。

申請地では工事資材の他、トラックや従業員駐車場とし
ても利用予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、
砂利敷きで雨水は敷地内にて自然浸透させる計画で、排水
計画はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響
はない見込みである。

以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重
な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から1
2番について農地転用に関する許可基準からみた意見につ
いては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意
見として許可相当とすることとし、整理番号1番について
は、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えな
いこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の
者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号につい
て総合意見として許可相当とし、整理番号1番については
条件を付すことに決定する。

議案第 4 号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における農地
に係る意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、川越市長から生産緑地法施行規則第 1 条に基づき、生産緑地地区の変更案に係る申請地が、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているものである。今回意見を求められている申請地は、合計 23 筆である。この申請地については、都市計画課において、事前に現地の確認や申請者に利用状況の聞き取りを行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断した土地である。なお、事務局では、申請地に転用の届出がなされていないこと及び申請者が農家台帳に登録されていることを確認している。また、8 月 1 日から 8 月 10 日にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で、すべての申請地を確認し、農地に該当すると認められることを確認した。以上のことから、本件照会に係る申請地については、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当していると認められると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当していると認められる。」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり意見することに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第464回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年9月7日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 川 目 是 英

委 員 時 田 重 雄

委 員 近 藤 芳 宏
